2 国債発行計画

我が国の財政状況は、令和６年度末に、普通国債残高は 1,105.4 兆円、国及び地方の長期債務残高は 1,315 兆円に達すると見込まれるなど、主要先進国の中でも最悪の水準にあります。市場の動向等を踏まえながら、国債管理政策を適切に実施し、国債の安定消化を図っていくことがますます重要となっています。

（1）令和５年度国債発行計画

A　補正後

令和５年 11 月 10 日、令和５年度補正予算政府案の閣議決定にあわせて令和５年度国債発行計画を変更しました。

令和５年度補正予算によって、令和５年度国債発行計画（補正後）における新規国債の発行額は 8.9 兆円増加しました。一方、前年度の財政融資資金の運用実績等を踏まえた調整として財投債が減額（▲ 7.0 兆円）となったこと等により、国債発行総額は 0.4 兆円増額の 206.1 兆円となりました。

また、消化方式別発行額については、前倒債（令和６年度中の償還に充てるために令和５年度中に前倒して発行する予定としている借換債）の減額により、カレンダーベース市中発行額は変更しませんでした。

B　令和５年 12 月変更後

令和５年 12 月 22 日、以下を踏まえ、令和５年度国債発行計画（カレンダーベース市中発行額）を、令和６年度国債発行計画の公表にあわせて変更しました。

- 令和５年 12 月６日に開催された国債市場特別参加者会合及び国債投資家懇談会を経て、クライメート・トランジション国債の令和５年度発行予定額を決定しました。
- 令和６年度国債発行計画では、投資家ニーズを踏まえ、20 年債の発行額が令和５年度に比して減額となりましたが、その減額は令和６年１月から前倒しで行うこととしました（毎月の発行額を 1.2 兆円から 1.0 兆円へ減額）。

（図１－７）令和５年度国債発行計画

＜発行根拠法別発行額＞　（単位：億円）

区分	当初 (a)	補正後 (b)	12 月変更後 (c)	(b)-(a)	(c)-(b)
新規国債	356,230	444,980	444,980	88,750	—
建設国債	65,580	90,680	90,680	25,100	—
特例国債	290,650	354,300	354,300	63,650	—
復興債	998	–	–	▲ 998	—
GX 経済移行債	5,061	15,478	15,478	10,416	—
財投債	120,000	50,000	50,000	▲ 70,000	—
借換債	1,575,513	1,550,902	1,550,902	▲ 24,611	—
国債発行総額	2,057,803	2,061,360	2,061,360	3,557	—

＜消化方式別発行額＞　（単位：億円）

区分	当初 (a)	補正後 (b)	12 月変更後 (c)	(b)-(a)	(c)-(b)
カレンダーベース市中発行額	1,903,000	1,903,000	1,913,000	—	10,000
第Ⅱ非価格競争入札等	69,630	64,027	62,272	▲ 5,603	▲ 1,755
年度間調整分	30,173	39,333	31,088	9,160	▲ 8,245
市中発行分　計	2,002,803	2,006,360	2,006,360	3,557	—
個人向け販売分	35,000	35,000	35,000	—	—
公的部門（日銀乗換）	20,000	20,000	20,000	—	—
合　　計	2,057,803	2,061,360	2,061,360	3,557	—

（注１）各計数ごとに四捨五入したため、計において符合しない場合があります。
（注２）令和５年度の市中からの買入消却については、市場参加者との意見交換も踏まえ、市場の状況を見ながら決定します。
（注３）令和５年度における前倒債の発行限度額は 35 兆円となっています。
（注４）年度間調整分とは、前倒債の発行や出納整理期間発行を通じた、前年度及び後年度との調整分をいいます（第Ⅱ編第１章１（１）「国債の発行根拠法別分類」（P36）参照）。

（図１－８）令和５年度カレンダーベース市中発行額

（単位：兆円）

区分	当初・補正後（１回あたり）	当初・補正後（年間発行額：a）	12 月変更後（１回あたり）	12 月変更後（年間発行額：b）	(b)-(a)
40 年債	0.7 × 6 回	4.2	0.7 × 6 回	4.2	—
30 年債	0.9 × 12 回	10.8	0.9 × 12 回	10.8	—
20 年債	1.2 × 12 回	14.4	1.2 × 9 回 1.0 × 3 回	13.8	▲ 0.6
10 年債	2.7 × 12 回	32.4	2.7 × 12 回	32.4	—
5 年債	2.5 × 12 回	30.0	2.5 × 12 回	30.0	—
2 年債	2.9 × 12 回	34.8	2.9 × 12 回	34.8	—
割引短期国債		50.7		50.7	—
10 年物価連動債	0.25 × 4 回	1.0	0.25 × 4 回	1.0	—
クライメート・トランジション国債		—		1.6	1.6
流動性供給入札		12.0		12.0	—
計		190.3		191.3	1.0

（表１）割引短期国債の年限別発行予定額

年限	当初・補正後 (a)		12 月変更後 (b)		(b)-(a)
1 年	3.5 × 12 回	42.0	3.5 × 12 回	42.0	—
6 ヶ月		8.7		8.7	—

（表２）流動性供給入札のゾーン別発行予定額

区分	当初・補正後 (a)	12 月変更後 (b)	(b)-(a)
15.5 年超 39 年未満	3.0	3.0	—
5 年超 15.5 年以下	6.0	6.0	—
1 年超 5 年以下	3.0	3.0	—

（注１）40 年債については、５月・７月・９月・11 月・１月・３月の発行を予定しています。
（注２）割引短期国債は、政府短期証券と合わせて国庫短期証券として発行しています。
（注３）10 年物価連動債については、５月・８月・11 月・２月の発行を予定し、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて、柔軟に発行額を調整することとしています。
（注４）流動性供給入札のゾーン区分・ゾーン毎の発行額は、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整することとしています。
（注５）GX 経済移行債及びその借換債のうち、資金使途等を定めたフレームワークに基づいて個別銘柄として発行するものが「クライメート・トランジション国債」となります。その令和５年度の発行額（12 月変更後）は、10 年債 0.8 兆円、５年債 0.8 兆円としています。

（2）令和６年度国債発行計画

令和５年 12 月 22 日、令和６年度予算政府案の閣議決定にあわせて令和６年度国債発行計画を公表しました。

令和６年度の国債発行総額（借換債を含む）が 182.0 兆円となる中で、債務管理上の課題を踏まえつつ、国債市場特別参加者会合や国債投資家懇談会等を通じて市場との対話を丁寧に行い、投資家の需要や市場の動向等も踏まえて、令和６年度国債発行計画を策定しました。

なお、その後、令和６年１月 16 日に、令和６年度予算政府案の概算の変更に伴い国債発行計画を変更しました。また、令和６年３月 14 日に、クライメート・トランジション国債の発行予定決定に伴い国債発行計画を更新しました。

A　各種会合における議論の概要

令和５年 12 月６日に開催された国債市場特別参加者会合及び国債投資家懇談会においては、令和６年度国債発行計画等について、主に以下のような意見がありました。こうした議論も踏まえ、令和６年度国債発行計画を策定しました。

- 令和２年度の補正予算以降、国債発行額が大幅に増額されてきた中で、来年度の国債発行額が今年度対比大きく減額となるのであれば、短期国債中心に減額することが基本路線と考えているが、同様に過去増額されてきた利付債についても、金利上昇に伴う需要の減退やクライメート・トランジション国債発行を見据えて一定程度の減額の余地があると考えている。
- 来年の金融政策の動向や海外金利の動きは読めない部分もあり、借換リスク等も念頭に置かねばならないと思うので、長期的な視点から、コロナ対応で大きく増額した短期国債を中心に減額するのがよいかと考えている。
- T-Bill のうち６か月物については、コロナ禍の中で TB としても発行されてきたが、現状は正常化に向かっている過程と認識しており、TB としての発行は止め、FB のみに戻すのが自然と考えている。
- 30 年債と 40 年債に関しては、据え置きを希望する。主要投資家の 2025 年に向けたデュレーションミスマッチの修正は最終段階に来ているが、市場が落ち着き金利上昇する局面では、最終投資家の潜在需要はまだ根強いと考えている。
- 金利が上昇したので、ALM 運営の観点から、今まで投資していた超長期ゾーンよりも中長期ゾーンへの関心が極めて高いという状況が続いており、金利水準次第ではあるが、20 年債の需要低下が見込まれると考えている。
- 20 年債については、イールドカーブ・コントロール運用柔軟化の影響を１番受けているゾーンとの認識。令和６年度からではなく、前倒しする形で令和５年度内から減額を実施するのが望ましいのではないかと考えている。
- ５年債と 10 年債について、来年度もクライメート・トランジション国債が５年、10 年で発行されると推察しており、その場合、両年限とも減額可能と考えている。
- ２年債について、金融緩和が長期間続くとの見通しや担保ニーズを支えに好調に消化されてきたところだが、来年１月にも短期金利が上昇しうる中で、担保ニーズや運用ニーズは相対的にかなり落ちてくると考えており、減額の優先順位は高い。
- 流動性供給入札に関しては、残存５-15.5 年のゾーンで増額を希望する。恒常的にショートになりやすい銘柄が多く存在するので、増額することでマーケット・メイクが行いやすくなり、また、市場流動性の改善に一部寄与するのではないかと考えている。
- コロナ対応のため、巨額の財政支出と国債発行によるファイナンスがなされたが、膨らんだ歳出の水準がなし崩し的に常態化し、財政規律が緩んでいることについて大変懸念している。財政の持続可能性がないと各投資家は安心して国債を買えず、ボラティリティも高まってしまう。財政の持続可能性をいかに確保するかが重要である。

B　発行根拠法別発行額

参照：第Ⅱ編第１章１（１）「国債の発行根拠法別分類」（P34）

令和６年度の国債発行総額は 182.0 兆円と、令和５年度当初に比べて 23.8 兆円の減少となりましたが、依然として極めて高い水準になっています。

内訳をみると、令和６年度一般会計予算の歳入となる建設国債と特例国債は、前年度当初比 0.2 兆円減の 35.4 兆円となりました。復興債は、東日本大震災からの復興のための施策に要する費用の財源に充てるため、復興特別税等の収入が確保されるまでのつなぎとして発行されるものであり、令和６年度においては 0.1 兆円の発行が予定されています。GX 経済移行債は、10 年間で 150 兆円を超える GX 投資を官民協調で実現すべく、国として 20 兆円規模の大胆な先行投資支援を実行するために創設され、令和６年度は 0.7 兆円の発行が予定されています。子ども特例債（子ども・子育て支援特例公債）は、こども・子育て政策の抜本的な強化に当たり、安定財源を確保するまでの間に財源不足が生じないよう、必要に応じ、つなぎとして発行されるものであり、令和６年度においては 0.2 兆円の発行が予定されています。財投債は、財政融資の新規の貸付規模のほか、財政融資資金全体の資金繰り等を勘案して発行されるものです。令和６年度の財投債の発行額は、前年度当初比 2.0 兆円減の 10.0 兆円となっています。借換債は、過去に発行した普通国債の満期到来に伴う借換えのために発行するものであり、国債発行総額の大半を占めています。令和６年度においては、前年度当初比 22.0 兆円減の 135.5 兆円となっています。

（図１－９）令和６年度国債発行予定額（発行根拠法別）

＜発行根拠法別発行額＞　（単位：億円）

区　分	令和５年度当初 (a)	令和５年度補正後 (b)	令和５年度12月変更後 (c)	令和６年度当初 (d)	(d)－(a)	(d)－(c)
新規国債	356,230	444,980	444,980	354,490	▲ 1,740	▲ 90,490
建設国債	65,580	90,680	90,680	65,790	210	▲ 24,890
特例国債	290,650	354,300	354,300	288,700	▲ 1,950	▲ 65,600
復興債	998	－	－	1,461	463	1,461
GX経済移行債	5,061	15,478	15,478	6,633	1,571	▲ 8,845
子ども特例債	－	－	－	2,219	2,219	2,219
財投債	120,000	50,000	50,000	100,000	▲ 20,000	50,000
借換債	1,575,513	1,550,902	1,550,902	1,355,154	▲ 220,360	▲ 195,749
国債発行総額	2,057,803	2,061,360	2,061,360	1,819,956	▲ 237,847	▲ 241,404

（注１）各計数ごとに四捨五入したため、計において符合しない場合があります。
（注２）令和６年度の市中からの買入消却については、市場参加者との意見交換も踏まえ、市場の状況を見ながら決定します。
（注３）令和６年度当初予算における前倒債の発行限度額は 44.5 兆円となっています。

（図１－10）国債発行総額の推移

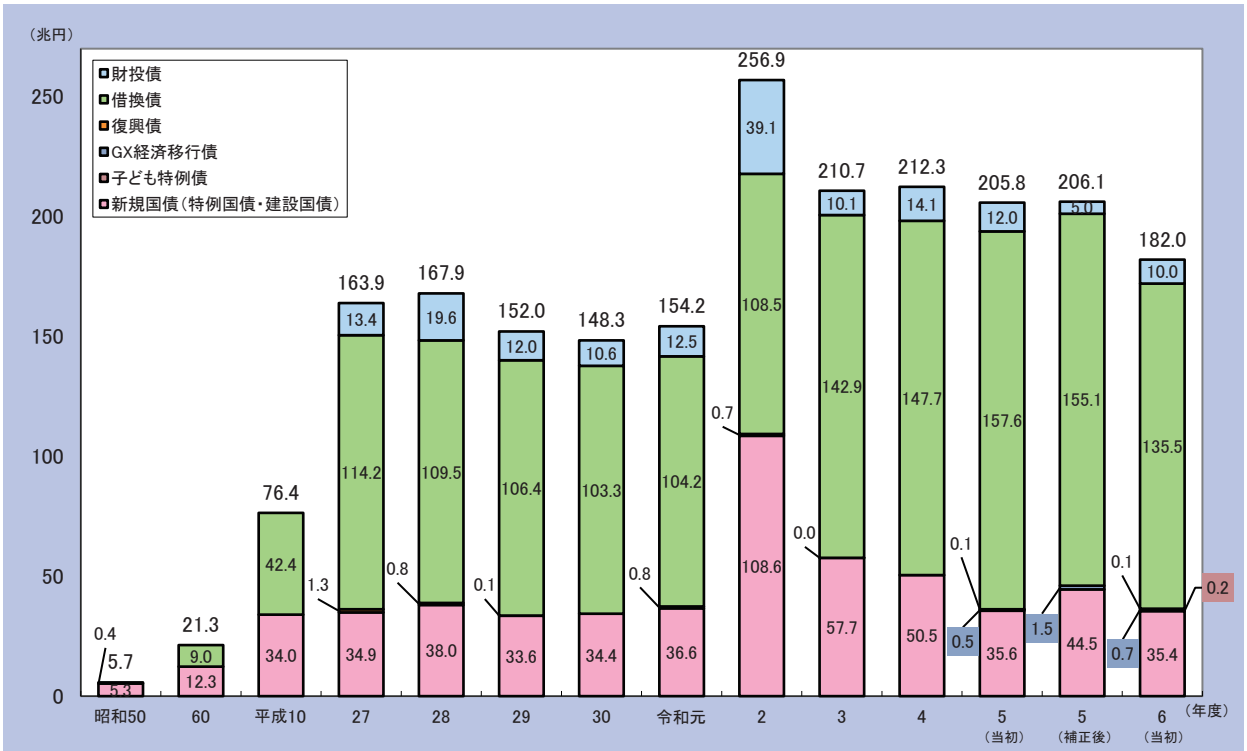

（注1）令和4年度までは実績。
（注2）計数ごとに四捨五入したため、合計において一致しない場合がある。

（図１－11）国債発行残高の推移

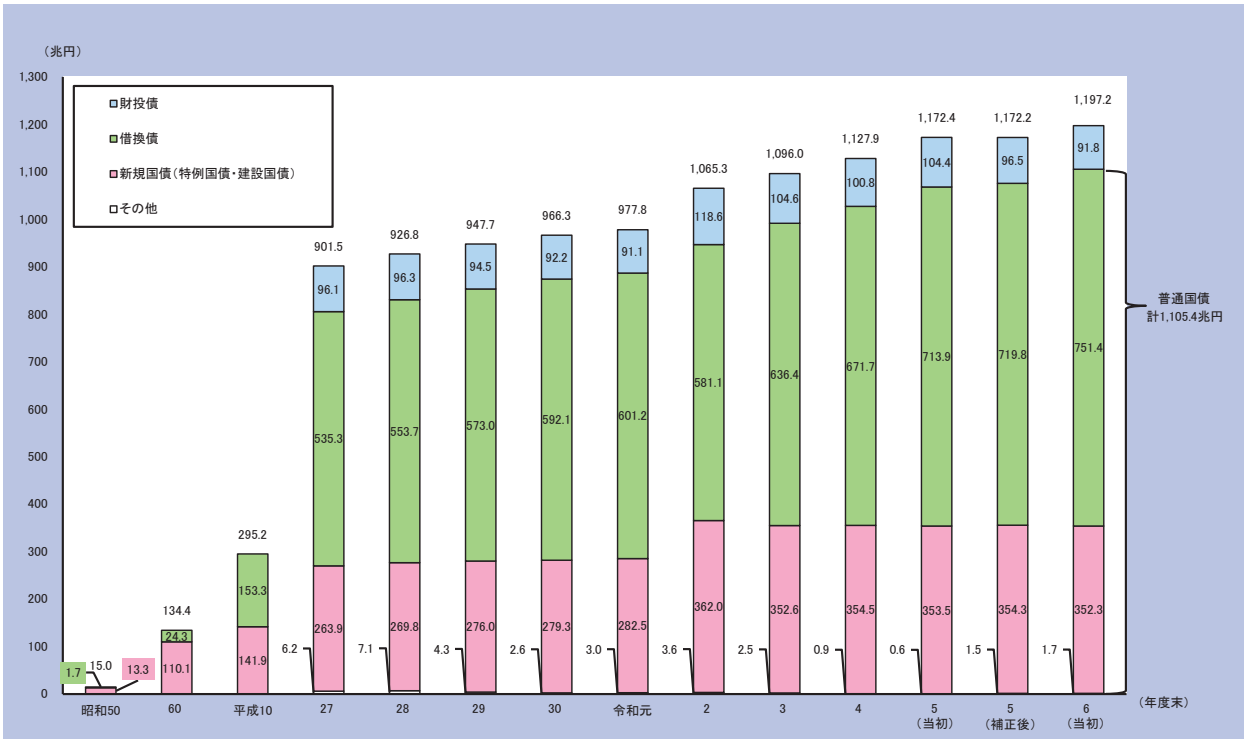

（注1）令和4年度末までは実績。令和5年度末はそれぞれ当初予算ベース（前倒債25兆円を含む）、補正予算ベース（前倒債35兆円を含む）。令和6年度末は当初予算ベース（前倒債44.5兆円を含む）。
（注2）計数ごとに四捨五入したため、合計において一致しない場合がある。
（注3）「その他」には以下の国債が含まれる。
・復興債（平成27年度末～令和6年度末（令和5年度末（補正後）を除く））
・年金特例債（平成27年度末～令和4年度末）
・GX経済移行債（令和5年度末（当初）～令和6年度末）
・子ども特例債（令和6年度末のみ）

C　消化方式別発行額

前節に述べた予算上必要な国債発行総額 182.0 兆円を、市中発行分、個人向け販売分、公的部門（日銀乗換）の３部門の消化方式によって発行します。

大半を占める「市中発行分」のうち、令和６年度に通常の入札で発行する「カレンダーベース市中発行額」（☞①）は、前年度当初比 19.3 兆円減の 171.0 兆円としています。

「第Ⅱ非価格競争入札等」については、第Ⅱ非価格競争入札（☞②、③）に係る発行予定額のほか、額面以上の価格で国債を発行できることによる超過収入見込みを計上しており、令和６年度は、5.3 兆円としています。

「個人向け販売分」は、一般に金利動向等に応じて販売額が大きく変動する傾向が見られますが、令和６年度は、足元の販売状況等を踏まえ、前年度当初と同額の 3.5 兆円としています。

また、「公的部門（日銀乗換）」については、国債発行総額や市場環境等を踏まえ、令和６年度は前年度当初比 0.3 兆円減の 1.7 兆円となっています。

参照：第Ⅱ編第１章 1(３)「発行方式」(P40)

☞①カレンダーベース市中発行額とは、あらかじめ額を定めた入札により定期的に発行する国債の４月から翌年３月までの発行予定額（額面）の総額をいいます。

☞②第Ⅱ非価格競争入札（第Ⅱ編第１章１（３）「発行方式」（P40）参照）。

☞③第Ⅱ非価格競争入札に係る発行予定額については、当該入札を実施する国債（40年債、30年債、20年債、10年債、５年債及び２年債）のカレンダーベース市中発行額の4.5％を計上しています。

（図１－12）令和６年度国債発行予定額（消化方式別）

＜消化方式別発行額＞　（単位：億円）

区　分	令和５年度当初 (a)	令和５年度補正後 (b)	令和５年度12月変更後 (c)	令和６年度当初 (d)	(d)－(a)	(d)－(c)
カレンダーベース市中発行額	1,903,000	1,903,000	1,913,000	1,710,000	▲ 193,000	▲ 203,000
第Ⅱ非価格競争入札等	69,630	64,027	62,272	52,650	▲ 16,980	▲ 9,622
年度間調整分	30,173	39,333	31,088	5,306	▲ 24,867	▲ 25,782
市中発行分　計	2,002,803	2,006,360	2,006,360	1,767,956	▲ 234,847	▲ 238,404
個人向け販売分	35,000	35,000	35,000	35,000	－	－
公的部門（日銀乗換）	20,000	20,000	20,000	17,000	▲ 3,000	▲ 3,000
合　計	2,057,803	2,061,360	2,061,360	1,819,956	▲ 237,847	▲ 241,404

（注１）各計数ごとに四捨五入したため、計において符合しない場合があります。
（注２）年度間調整分とは、前倒債の発行や出納整理期間発行を通じた、前年度及び後年度との調整分をいいます（第Ⅱ編第１章１（１）「国債の発行根拠法別分類」（P36）参照）。

D　カレンダーベース市中発行額

国債発行計画におけるカレンダーベース市中発行額の年限構成については、市場のニーズや動向等を勘案しつつ、国債管理政策上の要請を踏まえて超長期から短期までの発行額を決定しています。

令和６年度国債発行計画においては、カレンダーベース市中発行額を前年度当初比 19.3 兆円減の 171.0 兆円としました。減少分の大半は、コロナ禍前は発行していなかった短期国債（６か月）を皆減するなど、短期国債の減額に充当しました。さらに、市場のニーズを踏まえつつ、２年債・５年債・10 年債・20 年債を減額するなど、年限構成の平時化を図りました。

これにより、カレンダーベース（フロー）の平均償還年限（令和６年度の推計値）は８年７ヶ月となる見込みです。

（図１－13）令和６年度カレンダーベース市中発行額

（単位：兆円）

区分	令和５年度当初・補正後（１回あたり）（年間発行額：a）	令和５年度 12 月変更後（１回あたり）（年間発行額：b）	令和６年度当初（１回あたり）（年間発行額：c）	(c)-(a)	(c)-(b)
40年債	0.7 × 6回 4.2	0.7 × 6回 4.2	0.7 × 6回 4.2	—	—
30年債	0.9 × 12回 10.8	0.9 × 12回 10.8	0.9 × 12回 10.8	—	—
20年債	1.2 × 12回 14.4	1.2 × 9回 1.0 × 3回 13.8	1.0 × 12回 12.0	▲ 2.4	▲ 1.8
10年債	2.7 × 12回 32.4	2.7 × 12回 32.4	2.6 × 12回 31.2	▲ 1.2	▲ 1.2
5年債	2.5 × 12回 30.0	2.5 × 12回 30.0	2.3 × 12回 27.6	▲ 2.4	▲ 2.4
2年債	2.9 × 12回 34.8	2.9 × 12回 34.8	2.6 × 12回 31.2	▲ 3.6	▲ 3.6
割引短期国債	50.7	50.7	38.4	▲ 12.3	▲ 12.3
10年物価連動債	0.25 × 4回 1.0	0.25 × 4回 1.0	0.25 × 4回 1.0	—	—
クライメート・トランジション国債	—	1.6	1.4	1.4	▲ 0.2
流動性供給入札	12.0	12.0	13.2	1.2	1.2
計	190.3	191.3	171.0	▲ 19.3	▲ 20.3

（注１）40 年債については、５月・７月・９月・11 月・１月・３月の発行を予定しています。
（注２）割引短期国債は、政府短期証券と合わせて国庫短期証券として発行しています。
（注３）10 年物価連動債については、５月・８月・11 月・２月の発行を予定し、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて、柔軟に発行額を調整することとしています。
（注４）流動性供給入札のゾーン区分・ゾーン毎の発行額は、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整することとしています。
（注５）GX 経済移行債及びその借換債のうち、資金使途等を定めたフレームワークに基づいて個別銘柄として発行するものが「クライメート・トランジション国債」となります。なお、令和６年度の発行額は、借換債としての発行分及び令和５年度・令和６年度の出納整理期間における発行分を考慮した額です。
10 年クライメート・トランジション国債は５月・10 月、５年クライメート・トランジション国債は７月・１月の発行を予定し、図１－15 のとおり発行することを想定しつつ、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整することとしています。

（図１－14）割引短期国債の年限別発行予定額

（単位：兆円）

年限	令和５年度当初・補正後 (a)	令和５年度 12 月変更後 (b)	令和６年度当初 (c)	(c)-(a)	(c)-(b)
１年	3.5 × 12回 42.0	3.5 ×12回 42.0	3.2 × 12回 38.4	▲ 3.6	▲ 3.6
６ヶ月	8.7	8.7	—	▲ 8.7	▲ 8.7

（図１－15）クライメート・トランジション国債の年限別発行予定額

（単位：兆円）

年限	令和５年度当初・補正後 (a)	令和５年度 12 月変更後 (b)	令和６年度当初 (c)	(c)-(a)	(c)-(b)
10年	—	0.8 × １回 0.8	0.35 × ２回 0.7	0.7	▲ 0.1
5年	—	0.8 × １回 0.8	0.35 × ２回 0.7	0.7	▲ 0.1

（図１－16）流動性供給入札のゾーン別発行予定額

（単位：兆円）

区分	令和５年度当初・補正後 (a)	令和５年度 12 月変更後 (b)	令和６年度当初		
			(c)	(c)-(a)	(c)-(b)
15.5 年超 39 年未満	3.0	3.0	3.0	—	—
５年超 15.5 年以下	6.0	6.0	7.2	1.2	1.2
１年超 ５年以下	3.0	3.0	3.0	—	—

（図１－17）カレンダーベース市中発行額の推移

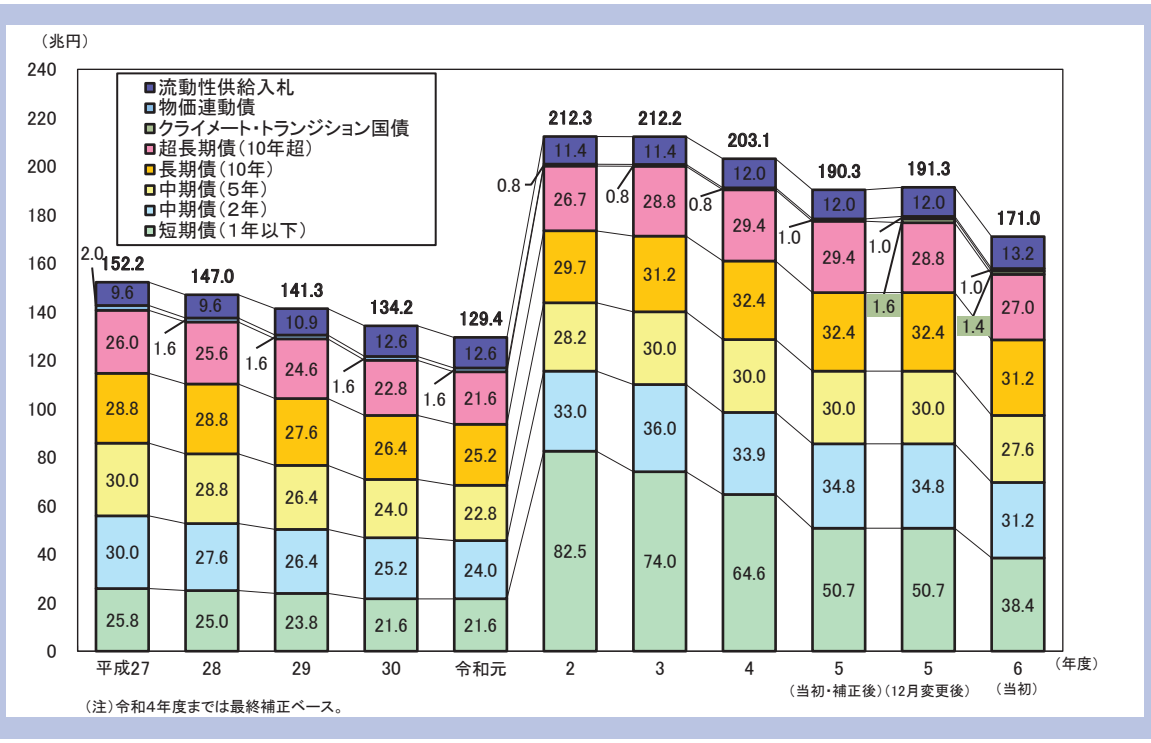

（注）令和4年度までは最終補正ベース。

（図１－18）国債の平均償還年限

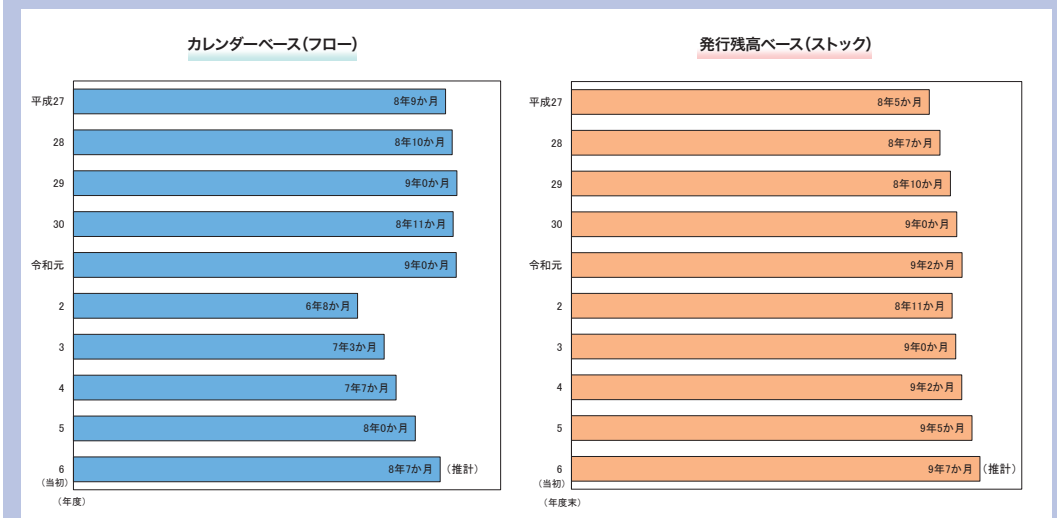

（注）令和5年度までは実績。

（注）普通国債残高。令和5年度末までは実績。

ボックス３　コスト・アット・リスク分析

❶ 目的

国債管理政策を実施する上で、将来の金利変動はリスク（不確定要素）であり、中長期的視点から資金調達コストを抑制するためには、リスクを定量的に把握し、管理することが重要です。

財務省では、国債発行計画策定にあたって、市場との対話に加え、定量的な分析としてコスト・アット・リスク（Cost at Risk、以下、「CaR」という）分析の結果を参考としています。

もっとも、CaR 分析をはじめとする定量的な分析だけで国債発行計画を策定するべきではなく、市場との対話を基にした投資家需要や市場流動性の維持・向上の必要性など、総合的な判断の下で国債発行計画を策定することが重要です。

❷ CaR 分析とは

CaR 分析とは、将来金利の時系列推移を確率金利モデルで表現し、国債発行計画や国債残高から生じる将来の利払費の分布を計測することで、その特徴を把握するものです。本分析においては、将来 10 年間の「利払費の平均値（コスト）」と「その変動の程度（リスク）」を推計しています。

（図Ｂ３－１）CaR 分析のフレームワーク

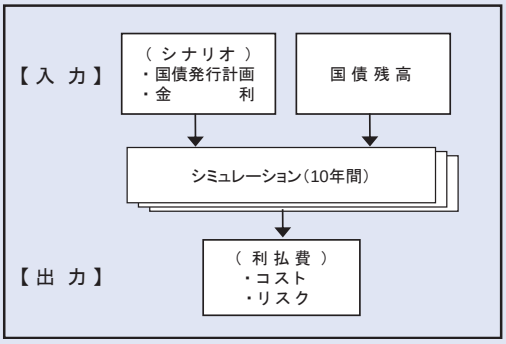

（図Ｂ３－２）利払費の分布図（イメージ）

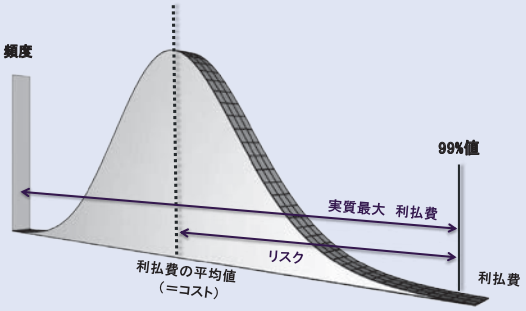

❸ コストとリスクの推計

図Ｂ３－３は令和５年 12 月６日の「国債市場特別参加者会合」において当局が提出した資料です。

令和５年度計画（補正後）の年限構成割合を基準に、ランダムな 2,000 パターンの利付債の年限構成を生成し、コストとリスクの関係性を分析したものです。令和５年度計画（補正後）を横置きした場合と比較して、20 年債、２年債については、発行割合を減少させた場合、10 年債については、発行割合を増加させた場合に、コスト・リスクともに減少する傾向が見られました。

（図Ｂ３－３）コスト・アット・リスク分析

（第 107 回 国債市場特別参加者会合資料（令和５年 12 月６日））

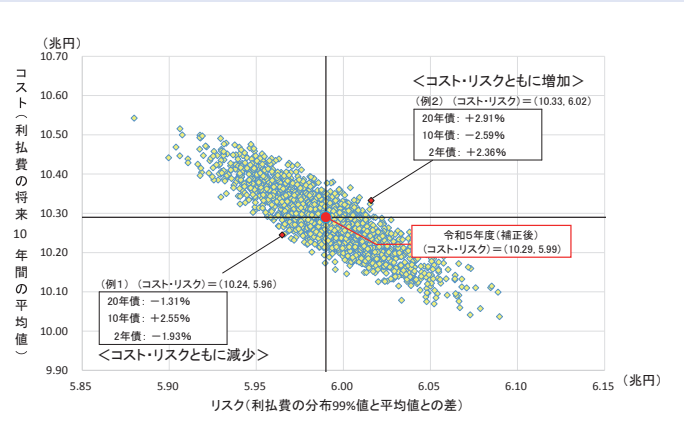

［前提］
- 対象国債：普通国債（年金特例債、復興債及び GX 経済移行債を除く）
- 分析期間：令和５年度以降 10 年間
- 新規国債：内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和５年７月）の「成長実現ケース」の計数を使用。
- 借換債　：国債整理基金特別会計の余剰資金の活用を加味して推計。
- 金利　　：確率金利モデル（HJM モデル【注１】）により生成させた各年限の金利パス 3,000 本を以下のように調整したものを使用。

〔10 年金利〕各時点の平均値が内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和５年７月）の「成長実現ケース」における名目長期金利に一致。

〔他年限の金利〕各時点の平均値が単回帰モデル【注２】と成長実現ケースの名目長期金利からの推計値に一致。

【注１】HJM モデルによる金利パスは足元のイールドカーブを基準に過去 20 年間のボラティリティにより生成（足元のイールドカーブは令和５年３月末を使用）。

【注２】単回帰モデルは過去 20 年間の 10 年金利と他年限の金利から推計。

ボックス４　「クライメート・トランジション利付国債」の初回発行

❶ GX 経済移行債の個別銘柄「クライメート・トランジション利付国債」

GX 経済移行債の個別銘柄である「クライメート・トランジション利付国債」の発行は、世界初の国によるトランジション・ボンドの発行であり、幅広い投資家層から GX 投資の資金を調達することに加え、GX 政策への理解醸成、国内外のトランジション･ファイナンスの拡大に資する呼び水となることを目指したものです。

クライメート・トランジション利付国債の初回発行に向けては、令和５年夏頃から、GX 経済移行債の発行に関する関係府省連絡会議、GX 実行会議等を通じて議論が本格化し、省庁横断で資金使途などを定めたフレームワークの策定や、国際標準への準拠について外部評価機関からの認証（セカンド・パーティ・オピニオン）の取得等の準備を進めました。

令和５年 11 月にフレームワークを公表し、評価機関からセカンド・パーティ・オピニオンを取得しました。その後、市場関係者との意見交換も踏まえて令和５年 12 月に発行年限、発行額等を公表のうえ、官民で協力して、国内外の幅広い市場関係者に IR（Investor Relations：投資家との関係強化の取組）を実施したほか、令和６年２月には、国際的な NPO のクライメート･ボンド･イニシアチブ（CBI）から、CBI が策定しているクライメート・ボンド基準を満たしている旨の認証を取得しました。

（図Ｂ４）クライメート・トランジション・ボンド・フレームワーク

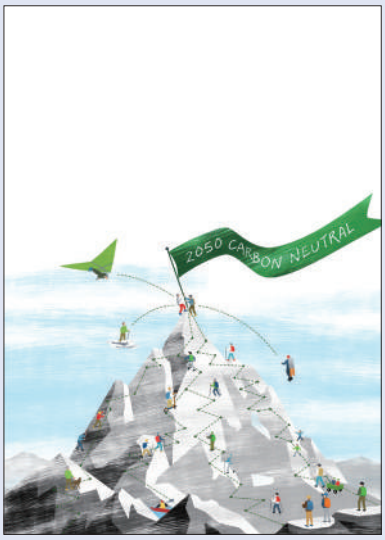

かかる準備を経て、令和６年２月に世界初の国によるトランジション・ボンドとして、クライメート・トランジション利付国債の入札を実施し、10 年債・約 8,000 億円、５年債・約 8,000 億円を発行し、予定どおり総額約 1.6 兆円を調達しました。

❷ GX をテーマとした IR

クライメート･トランジション利付国債の初回発行に向けては、令和５年 11 月のフレームワーク公表以降、国内外の市場関係者を対象に、経済産業省、証券会社、評価機関と協力して、GX をテーマとした IR を集中的に実施しました。

国内では、オンラインや全国各地でのセミナーを実施し、合計約 800 社・約 1,500 名の市場関係者にご参加いただきました。海外では、ESG 業界におけるオピニオンリーダーである投資家を中心に、令和６年１月後半から２月初めにかけて欧州及び米国を１週間ずつ訪問するなど、合計 40 社程度の市場関係者と面談を実施しました。

このほか、特に海外の市場関係者へは、GX をテーマとしたもののみならず、アジア・中東等を含めた海外出張や、日本における国際会議等の機会も活用しながら面談を実施し、日本の財政やマクロ経済環境の状況等の説明に加えて、GX に関する取組について丁寧に伝えています（注）。

（注）第Ⅰ編３（２）C「海外 IR の取組」を参照（P29）